

死亡届を出された方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

亡くなられた後の手続きに必要な各課のご案内です。

市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。

お持ちいただくもの

	✓	関係する手続き	持ち物	担当課 電話番号	窓口 番号
戸籍・住民票関係		印鑑登録 死亡された方の印鑑登録は廃止になります。カードはご自宅で廃棄していただいで結構です。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 (072-483-7791)	⑬ 本庁 1階
		世帯主変更 世帯主が死亡されると、世帯主変更届が必要になる場合があります。	・写真付きのもの (運転免許証・個人番号カード・パスポート・障害者手帳など)		
		住民基本台帳カード 個人番号カード (写真入り) 返納をお願いします。通知カード(緑色の紙のカード)の返納義務はありません。	・写真付きのものがない場合 右記から2点(健康保険被保険者証・介護保険証・年金手帳など)		
		戸籍謄本の発行 ○本籍が泉南市…1週間～10日 (届出状況の混雑具合によって2週間程度かかる場合があります) ○本籍が他市…10日～2週間 (役所によって異なります)	<input type="checkbox"/> 委任状(戸籍・住民票の発行、世帯主変更を代理の方が行われる場合)		
健康保険関係		国民健康保険 資格喪失届および葬祭費の支給申請をしてください。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 【葬祭費を申請する場合】 上記と合わせて <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 口座情報がわかるもの(喪主)	保険年金課 (国民健康保険) (072-483-3431)	⑲ 本庁 1階
		後期高齢者医療 保険証の返還と葬祭費の支給申請をしてください。	【葬祭費を申請する場合】 <input type="checkbox"/> 印鑑(喪主) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 口座情報がわかるもの(喪主)		

	✓	関係する手続き	持ち物	担当課 電話番号	窓口 番号
国民年金		国民年金 厚生年金…各事業所または年金事務所 共済年金…勤務先または各共済組合	国民年金を受けている人が亡くなったときは、すみやかに年金担当に届けてください。(年金事務所への届出が必要な場合もあります。)	保険年金課 (国民年金) (072-483-7792)	②1 本庁 1階
介護保険関係		介護保険 資格喪失届を申請してください。 保険証、各種認定証(お持ちの方のみ)を返還してください。	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 各種認定証(お持ちの方のみ)	長寿社会推進課 (介護保険係) (072-483-8251)	②3 別館 1階
障害・医療・手当関係		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別障害者手当等・特別児童扶養手当・重度障害者(児)医療 返還届・資格喪失届を申請してください。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 各種手帳 <input type="checkbox"/> 各種医療証 <input type="checkbox"/> 各種受給者証	障害福祉課 (障害福祉係) (障害医療係) (072-483-8252)	④4 ④5 本庁 1階
		子ども医療・ひとり親家庭医療・児童手当・児童扶養手当 資格喪失届を申請してください。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 各種医療証 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	家庭支援課 (子ども給付係) (072-483-3472)	②6 本庁 1階
税金関係		市民税 軽自動車税(バイク含む) 固定資産税 納税義務者ならびに所有者が亡くなった場合、手続きが必要です。	【相続人代表者指定(変更)届の手続き】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(相続人代表者) <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人代表者) 【原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車・名義変更手続き】 <input type="checkbox"/> 申告済証(紛失の場合は、車台番号の石刷り) <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 印鑑(所有者・新所有者・代理人) ※泉南市内の方に名義変更される場合、ナンバープレートの引継ぎ可。 【税金の引き落としなどの口座を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 銀行印	税務課 (市民税) (072-483-9031)	⑦ 本庁 1階
				税務課 (固定資産税) (072-483-9032)	⑧ 本庁 1階
				税務課 (収納・管理係) (072-483-9033)	⑨ 本庁 1階
上下水道		水道・下水道の使用者変更・使用中止の手続き ※手続きがない場合、使用していても料金等が請求され続けます。	お客様番号をお知らせください。 ※不明な場合は、所在地と使用者氏名をお知らせください。	泉南水道センター (072-482-0600)	

その他

- 不動産を所有されている方がお亡くなりになられた場合、相続登記が必要となりますので、大阪法務局岸和田支局(072-438-6501)までお問い合わせください。
- 年の中途でお亡くなりになられた場合、相続人等がご本人に代わって行う準確定申告が必要な場合があります。詳しくは泉佐野税務署(072-462-3471)までお問い合わせください。
- 相続等により、「森林の土地」を新たに取得した場合は事後の届出が必要ですので、産業観光課(072-483-9974)までお問い合わせください。